

教育課程づくりの関連構造 (試案)

《全国レベル》

教育の目的…「人格の完成」(教育基本法1条)



学校の目的・目標……(学校教育法)



教育課程の基準……(学習指導要領)

文部科学省によって作成される教育課程のナショナルな「基準」—あくまでも“目当て”に過ぎず、学校の教育課程そのものではない。



(《地方レベル》「教育課程の地方的基準」)

地域によっては、教育委員会や教育事務所などでつくられている場合がある。これもローカルな「基準」であって、学校の教育課程そのものではない。



《学校レベル》

教育課程

〈全校で〉

地域や子ども・学校の実態に応じて各学校ごとに作成されるもので、教科・教科外を通じた教育活動の全体計画。「教育内容」や「教科課程」とは同義でない。

子どもの実態+学校の実態+地域の実態+父母・子どもの願い

子どもの発達を (①身体的発達
②知的発達
③人格的発達) に即してあきらかにする

↓
問題の所在の解明

↓
学校教育の課題の明確化 (学校教育目標の設定)

この課題をはたしていくための具体的な教育活動の内容づくり

〈部会で〉

教科課程と指導計画 (方針)

上記についての全体的な見通しのもとで、各部会において作成。教科や教科外の教育活動の中身を示しているが、「教育課程」そのものではない。

教科

教科外

教科課程

指導計画 (方針)

教育活動の条件づくり

↓
学校の運営指針

〈学年で〉

↓
学年の運営指針

教育実践の基礎単位である学年を軸とした具体化の構想

〈各教師〉

↓
授業案・指導案

学校の教育課程の見通しのもとで、個々の教師が作成

↓
実 施

↓
教育課程の評価

教育行政による条件整備と指導・助言

父母・住民の参加と共同 (子どもの参加)